

志木都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・1・7 志木朝霞線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・1・7	志木朝霞線	志木市上宗岡二丁目	志木市下宗岡四丁目	志木市中宗岡一丁目	約 2,570 m	地表式	4車線	42 m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線の数を4と定めるものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、志木都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 志木都市計画における位置等

志木都市計画区域に含まれる土地の区域は、志木市の行政区域の全域で、都心から約25km圏にあり、埼玉県の南西部に位置しています。

【3・1・7志木朝霞線】

本路線は、富士見市境を起点とし、朝霞市境へ至る延長約2,570m、幅員42mの幹線街路であり、和光市の国道298号を起点として、富士見市の国道463号に至る国道254号和光富士見バイパスの一部を構成する路線です。

II. 変更の必要性

本路線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路として、接続する都市計画道路と一連となり、高架構造及び平面構造の道路として都市計画決定されました。

その後、社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線数を4と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内容
3・1・7志木朝霞線	約2,570m	4	42m	・基本的な構造の変更 ・車線数の決定